平成29年(あ)第530号 強姦未遂,強姦,強制わいせつ被告事件 平成30年6月26日 第一小法廷決定

主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中360日を本刑に算入する。

理 由

弁護人前田裕司,同谷口渉及び同金丸祥子並びに被告人本人の各上告趣意は,いずれも事実誤認,単なる法令違反の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお, 所論に鑑み, 職権で判断する。

原判決及びその是認する第1審判決の認定並びに記録によれば、被告人は、本件 強姦1件及び強制わいせつ3件の犯行の様子を被害者に気付かれないように撮影し デジタルビデオカセット4本(以下「本件デジタルビデオカセット」という。)に 録画したところ、被告人がこのような隠し撮りをしたのは、被害者にそれぞれその 犯行の様子を撮影録画したことを知らせて、捜査機関に被告人の処罰を求めること を断念させ、刑事責任の追及を免れようとしたためであると認められる。以上の事 実関係によれば、本件デジタルビデオカセットは、刑法19条1項2号にいう「犯 罪行為の用に供した物」に該当し、これを没収することができると解するのが相当 である。

したがって、刑法19条1項2号、2項本文により、本件デジタルビデオカセットを没収する旨の言渡しをした第1審判決を是認した原判断は、正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 小池 裕 裁判官 池上政幸 裁判官 木澤克之 裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也)